

社会貢献活動の在り方を考える検討会（第2回）議事要旨

1 日時

平成30年10月26日（金）午後3時29分から午後5時29分まで

2 場所

法務省

3 出席者

（座長）藤本 哲也（中央大学名誉教授・弁護士）

（座長代理）原田 正樹（日本福祉大学社会福祉学部教授）

（構成員）金子 寿男（社会福祉法人恩賜財団済生会事業部社会福祉・地域包括ケア課課長）

小林 正幸（東京学芸大学教育実践研究支援センター教授）

津富 宏（静岡県立大学国際関係学部教授）

（オブザーバー）最高裁判所

法務省矯正局

関東地方更生保護委員会

（報告者）千葉保護観察所

4 要旨

(1) 出席者紹介

(2) 社会貢献活動の視察結果の報告

東京保護観察所管内で実施された社会貢献活動の視察結果について事務局から説明があった後、視察に参加した構成員から感想等について報告があった。

(3) 社会貢献活動の効果に関する質的検証結果の説明

社会貢献活動の効果に関する質的検証結果について、別添資料等に基づき、事務局から説明があった。

(4) 千葉保護観察所における社会貢献活動の報告及び協議

千葉保護観察所における社会貢献活動の概要や事例について、別添資料等に基づき、千葉保護観察所から報告があった後、第1回検討会において整理された論点等に基づき、協議が行われた。

(5) 構成員からの主な発言の概要

- ・事例報告の中で、社会貢献活動に社会貢献活動担当保護司が参加しているというエピソードがあったが、保護観察対象者の指導者であり、保護観察対象者への働き掛けについて知見のある保護司が参加することは、社会貢献活動に参加する保護観察対象者の自己有用感の向上に寄与しているのではないか。
- ・事例報告の中で、5回目の活動で自ら進んで車椅子清掃を行ったという

エピソードがあったが、そのような行動は1回目や2回目では見られないのではないか。主体性を育むためには、ある程度の回数を継続して行い、経験を積ませることが重要である。

- 活動内容について、基本的には事前に決められているということだが、活動当日にその場で頼まれた方が保護観察対象者の動機付けは高まるのではないか。また、参加する保護観察対象者の希望を踏まえた活動を実施できるという点でも、活動当日に活動内容を決めた方が効果的である。
- 事例報告の中で、社会貢献活動に参加する予定の少年に対し、保護者が社会貢献活動へ行くよりも就職活動を優先するように指示したエピソードがあったが、活動に参加する保護観察対象者が少年である場合は、保護者にも社会貢献活動への理解を得ておく必要がある。
- 社会貢献活動の効果は、回数だけによるものではなく、一回一回の活動をいかに工夫して丁寧に行うかによるものである。事例では、清掃活動を保護観察対象者と保護司などの二人一組のペアで行っているようであり、会話が生まれるよう工夫していることが奏功している。
- 現行では、原則として保護観察官と保護司が必ず社会貢献活動に参加しているということだが、今後、活動の幅を広げていくのであれば、必ずしも保護観察官と保護司の両方が参加しなくても実施できるような活動方法についても検討する必要がある。
- 初めから保護観察対象者を一人で社会貢献活動へ参加させるのは難しいかもしれないが、ある程度慣れてきた段階で、保護観察官と保護司の関与を少なくしても良いのではないか。保護観察対象者や活動場所が事前に承知していれば、例えば、保護観察対象者の将来について、活動場所の職員に相談に乗ってもらうなど、保護観察終了後も見据えた働き掛けができると、社会貢献活動の意義を生かすことができる。
- 千葉保護観察所は、独自の振り返りシートを使用しており、目標や振り返りについて、自由記述が少なく、選択形式の質問が多くなっており、振り返りシートを記載する側にとっても、評価する側にとってもやりやすいのではないか。振り返りシートにも様々な種類があることが望ましい。